

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市応援サポーター募集要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される日本のひなた宮崎国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの日常生活や事業活動において大会への機運を高める取り組みを行うことで、オール小林による大会を実現するために結成する「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市応援サポーター」（以下「サポーター」という。）の募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 サポーターの区分及び活動内容

サポーターの区分及び主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
店舗サポーター	PR ポスター・のぼり旗の掲出、レジ等への卓上 POP・ミニのぼり旗の設置、オリジナルジョッキ・オリジナル割り箸の使用、応援シールラリーへの参加、オリジナル応援メニューの制作、応援商品の開発、その他店舗における大会の PR に関すること
団体サポーター	PR ポスター・のぼり旗の掲出、カウンター等への卓上 POP・ミニのぼり旗の設置、横断幕の掲出、その他団体における大会の PR に関すること
広報サポーター （個人）	SNS 等を使った大会情報の発信・拡散、広報サポーター缶バッジの着用、その他個人における大会の PR に関すること

4 応募要件

次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 本市に在住、通勤、又は通学している個人
- (2) 本市に活動拠点を有する団体（企業、商店、学校、市民団体等）
- (3) 上記以外に、実行委員会が適当と認めた個人及び団体

5 応募方法

サポーターへの登録を希望する者は、所定の申込書（様式第1号）に必要な事項を記入の上、実行委員会事務局へ持参、郵送、ファックス、又は電子メールにより申し込むものとする。

6 活動費用及び応援物品の支給

- (1) サポーターの活動に伴う費用は、原則として自己負担とする。
- (2) 実行委員会は、予算の範囲内において、活動に必要な応援物品（ポスター、のぼり旗、缶バッジ等）を無償で貸与又は支給する。

7 登録・変更・取消

- (1) 実行委員会は、応募内容が適当であると認めたときは、応募者をサポーターとして登録する。
- (2) 登録内容に変更が生じたとき、又は登録の辞退を希望するときは、速やかに実行委員会事務局へ届け出るものとする。
- (3) 実行委員会は、サポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から登録辞退の申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ サポーターとして不適当、又は大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

サポーターの登録日から大会終了までとする。

9 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

10 その他

この要項に定めるもののほか、サポーターの募集及び運営に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

(様式第1号)

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ小林市応援サポーター登録申込書

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ小林市応援サポーターへの登録について、下記のとおり申し込みます。

[illegible]

※活動中の様子を撮影し、広報紙・ホームページ等に掲載することがあります。予めご了承ください。

※個人情報大会運営のためにのみ使用し、本人の同意なくその他の目的には使用しません。また、個人情報保護法に基づき、適正に管理・保護します。